

議事日程(第4号)

平成27年6月15日 午前9時00分開議

- 日程第1 議案第49号 うきは市道路線の認定について
- 日程第2 議案第50号 うきは市立公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 追加議案上程 意見第1号 1件
- 日程第4 意見第1号 「国際平和支援法」と「平和安全保障法」の慎重審議を求める意見書  
(案)の提出について
- 日程第5 諸報告
- 日程第6 閉会中の調査の申出について  
(総務産業常任委員会)  
(1) 下水道接続推進に関する調査  
(2) 安全・安心まちづくり調査  
(3) 所管事務調査  
(厚生文教常任委員会)  
(1) 放課後児童健全育成事業に関する調査  
(2) 市内学校施設の設備に関する調査  
(3) 所管事務調査

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第49号 うきは市道路線の認定について
- 日程第2 議案第50号 うきは市立公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 追加議案上程 意見第1号 1件
- 日程第4 意見第1号 「国際平和支援法」と「平和安全保障法」の慎重審議を求める意見書  
(案)の提出について
- 日程第5 諸報告
- 日程第6 閉会中の調査の申出について  
(総務産業常任委員会)  
(1) 下水道接続推進に関する調査

- (2) 安全・安心まちづくり調査  
 (3) 所管事務調査  
 (厚生文教常任委員会)  
 (1) 放課後児童健全育成事業に関する調査  
 (2) 市内学校施設の設備に関する調査  
 (3) 所管事務調査

出席議員 (15名)

|            |            |
|------------|------------|
| 1 番 岩淵 和明君 | 2 番 鑑水 英一君 |
| 3 番 熊懷 和明君 | 4 番 中野 義信君 |
| 5 番 佐藤 湛陽君 | 6 番 上野 恭子君 |
| 7 番 江藤 芳光君 | 8 番 藤田 光彦君 |
| 9 番 伊藤 善康君 | 10番 諫山 茂樹君 |
| 11番 櫛川 正男君 | 12番 大越 秀男君 |
| 13番 三園三次郎君 | 14番 高山 敏枝君 |
| 15番 岩佐 達郎君 |            |

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

|            |            |
|------------|------------|
| 局 長 熊懷 洋一君 | 記録係長 浦 聖子君 |
| 記録係 伊藤 諒平君 |            |

説明のため出席した者の職氏名

|                |        |              |        |
|----------------|--------|--------------|--------|
| 市長 .....       | 高木 典雄君 | 副市長 .....    | 吉岡 慎一君 |
| 教育長 .....      | 麻生 秀喜君 | 市長公室長 .....  | 高木 勲美君 |
| 総務課長 .....     | 石井 好貴君 | 会計管理者 .....  | 田辺 敏文君 |
| 市民協働推進課長 ..... | 楠原 康成君 | 企画財政課長 ..... | 金子 好治君 |
| 税務課長 .....     | 宇野 弘君  | 徴収対策室長 ..... | 段野 弘美君 |

|             |        |        |        |
|-------------|--------|--------|--------|
| 市民生活課長      | 重富 孝治君 | 生涯学習課長 | 安元 正徳君 |
| 保健課長        | 増岡 寿君  | 福祉事務所長 | 秦 克之君  |
| 住環境建設課長補佐   | 後藤 忠義君 | 農林振興課長 | 熊谷 泰次君 |
| うきはブランド推進課長 | 野鶴 修君  |        |        |
| 水資源対策室長     | 高木新一郎君 | 学校教育課長 | 内藤 一成君 |
| 浮羽市民課長      | 清原 隆之君 | 自動車学校長 | 今村 一朗君 |
| 総務法制課長      | 大石 恵二君 | 財政係長   | 高瀬 将嗣君 |

午前9時00分開議

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（岩佐 達郎君） ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 議案第49号

日程第2. 議案第50号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第1、議案第49号うきは市道路線の認定について及び日程第2、議案第50号うきは市立公園条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、一括して総務産業常任委員長の報告を求めます。7番、江藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） それでは、改めまして、皆様、おはようございます。ただいま議題となっております2つの議案について、総務産業常任委員会のほうに付託を受けておりましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定によりまして御報告を申し上げたいと思います。

委員会の審議をいたしました日時は、6月9日午後には実施をいたしました。

それでは、審査の経過及び結果についてでございます。

まずは、議案第49号うきは市道路線の認定についてでございます。

審査に当たりましては、まず、市長公室長を初め、所管課長及び担当係長を伴い、現地調査を実施いたしましたところであります。

この路線は、吉井町福益字上屋形に位置しておりまして、現況は、幅員5.2メートル、延長88メートルでございます。これは、住宅地の開発に伴い、整備された道路を寄附採納により市道として認定するものでございます。

うきは市開発行為指導要綱には、第8条で、開発区域内道路の新設または改良に当たっては、

市の道路認定基準に沿って計画を行い、同じく第16条で、事業者が寄附の申し出をするときには、この基準に基づいた施設でなければならないと定められております。

調査の結果、本件については、委員会として何ら異論はなく、これらの基準に合致していると認められましたので、現地調査と委員会審査において全会一致で原案どおり可決することに決したものであります。

次に、議案第50号うきは市立公園条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

審査に当たりましては、この件につきましても、道路認定に引き続いて現地調査を行いました。この条例は、市立公園でキャンプに利用できる公園にホテルの里広場を追加するために条例の一部を改正するものであります。

この公園につきましても、旧浮羽町で平成12年に完成しておりましたが、平成26年度のうきは市山村地域振興整備事業として小塩自治協議会がうきは市山村地域振興補助金を受け、路盤整地、池やあずまや、かまど、流し台等を設置し、平成26年12月にキャンプ場として整備されたものであります。

キャンプ場としては最大6区画の利用ができて、テントを張るほか、オートキャンプもできるように整備されております。また、小塩自治協議会では、テントやバーベキューセットを貸し出しできるよう準備をいたしているということでございます。

今後は、当事業を小塩自治協議会への委託または指定管理の内容、方法等について調整を図るとのことで、利用しやすい環境や適正な料金設定を希望する意見があり、執行部としても同様の考えと説明を受けております。このため、小塩地区の振興拠点として期待するものであり、議案については全会一致で原案どおり可決することと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括して受けます。質疑のある方は、議案番号を言って質疑をお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第49号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第50号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

### 日程第3. 追加議案上程

○議長（岩佐 達郎君） 日程第3、追加議案の上程を行います。意見第1号、1件を上程します。

---

### 日程第4. 意見第1号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第4、意見第1号「国際平和支援法」と「平和安全保障法」の慎重審議を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。事務局長に朗読をさせます。なお、意見書（案）の朗読は省略します。事務局長。

○事務局長（熊懐 洋一君） それでは、お手元にお配りしております意見第1号をごらんいただきたいというふうに思います。

意見第1号「国際平和支援法」と「平和安全保障法」の慎重審議を求める意見書（案）の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、うきは市議会会議規則第14条の規定により提出します。平成27年6月15日。うきは市議会議長岩佐達郎様。提出者、うきは市議会議員岩淵和明。賛成者、うきは市議会議員大越秀男。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 朗読が終わりました。

提出者から趣旨の説明を求めます。1番、岩淵和明議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 今回の提出した「国際平和支援法」と「平和安全保障法」の慎重審議を求める意見書（案）について、趣旨説明をさせていただきます。

第189回通常国会、現在審議されておりますけれども、この法案は、国際平和、また平和安全と記されていますが、中身は、昨年7月に閣議決定した集団的自衛権の行使容認をさらに進め、事態名を追加して自衛隊をアメリカ軍などととも海外で戦争ができるようにするという、そういうものであります。

この法案は、さきに4月27日に日米両政府が決めた新たな日米防衛協力のための指針、いわゆるガイドラインと一体のもので、切れ目のない、力強い、柔軟かつ実効的な日米共同の対応ということを出し、日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動、すなわち集団的自衛権の行使を明記するとともに、海上の安全保障の名で自衛隊の機雷漕艇、あるいは弾道ミサイル防衛を初めとする領域横断的な作戦に加わることとする対米公約が4月27日時点でされたということであり、それを今回、国内法に反映させ、従来の安保、自衛隊法になかったグレーゾーン事態、あるいは存立危機事態、重要影響事態、武力攻撃事態といった自衛隊の新たな任務と行動がずらりと並んだものであります。

自衛隊の役割を拡大して、海外派兵や米軍の支援に充てるためのもので、地理的な制約もなく、地球上どこでも派兵し、アメリカ軍のあらゆる戦争に参加できるもので、戦地で活動して自衛隊が攻撃される危険があり、任務遂行のための武器使用も認めるものとなっております。そのため、この法案は、二度と海外で戦争をしないと誓った日本国憲法の平和原則、平和主義を根本から破壊するものであり、憲法第9条のもとで許されるものではないと思います。

自衛隊の保有と侵略への武力反撃、すなわち個別的自衛権は認めてきた歴代内閣も、海外で武力行使を禁止し、集団的自衛権は認めていなかったもので、憲法解釈を変更して、力で法律をつくって憲法を破壊しておいて、その後に明文改憲に踏み切ろうという、そういう暴挙ではないかと言えます。

思えば、昭和の戦争はことごとく事変という名で戦われた経過があります。いずれにしても、出兵の名前に、その当時は居留民保護などが掲げられて、国民の素朴な愛国心をあおりながら、その実、切れ目のない侵略戦争へとまっしぐらに進んでいったものであります。

その果てに、敗戦から、ことしは70年に当たることし、そして、多くの住民が惨禍に巻き込まれていった沖縄戦の日々、そして広島、長崎の8月に合わせるように、海外で戦争する国がまたよみがえろうとしているのではないのでしょうか。

これらの動きについて、私たち地方議会はどのように受けとめ、考えるかが問われていると思います。平成18年4月に施行された、うきは市の国民保護協議会設置条例など法律の——そのような法律、あるいは特定秘密保護法や今回の平和安全法制度、改めて一体になることは明らかであり、市民が安全で安心して平和に暮らせる願いを内閣の判断で脅かすものであり、大きな影響を与えるものと考えます。

5月15日、西日本新聞は、現時点で、この法案を前にした国民の多くは素直な感想として、ややこしくてよくわからない。一番わからないのは、これらの法案がなされた場合に日本が背負うことになるリスクである。自衛隊が戦闘に巻き込まれて殺害されたり、相手を殺害したりする可能性がどのくらい高まるのか。安倍首相は、これに対して一般論でかわして、法整備に伴う新たなリスクについては語らなかったと述べております。安倍首相の会見自体は法案のプラス面のアピールに終始して、これほど大事な点を説明せずに法案への理解を求められても、国民は判断のしようがなかろうとの社説を掲げております。

6月のJNN調査でも、賛成29%で前回5月よりも6%下がり、反対は57%で7%ふえております。どちらとも言えないというのが14%で1%下がりました。また、政府の説明についても、十分だが10%、不十分だが85%で、わからないが5%で、理を尽くした説明にはなっていない状況と言えます。

法案への世論は、反対やわからないが多数を占めており、今国会での期限を切ったの拙速な審議はもちろん、多数による採決を強行せずに十分な審議を尽くし、国民の疑問に答えられるようにすることを、うきは市議会の総意として強く求めるものであり、議会の皆さん方の御賛同をよろしくお願ひしたいと思います。

意見書(案)には、この法案の問題点、疑問点を4点にわたり記載しております。そして、国会と内閣に対して2つの点で意見を出しております。

第1は、憲法第98条は、国の最高法規として日本国憲法に反する法律を含む行為は効力を有しないこととしています。また、憲法第99条に、国会議員を含め、公務員の、憲法を尊重し、擁護する義務を負うものとしています。

今回の法案は、これら憲法の条項を法律で改変するもので、立憲主義の基本理念に真っ向から反すると、日弁連や多数の憲法学者から言われております。さらに、憲法改正手続を踏むことなく憲法の実質的改正をしようとするものとして、国民主権の基本原則にも反することになります。国民の多数が納得のいくよう、慎重な審議を求めるものであります。

第2に、本法案は、徹底した恒久平和主義を定め、平和的生存権を保障した憲法前文及び第9条に違反し、平和国家としての日本の国のあり方を根底から覆すものであります。世界の多くの地域で戦争や殺りく、暴力の応酬がとどまることを知らず、これが行われていることを想起すれば、そもそも武力によって恒久平和を構築することの矛盾や困難さを知るべきであり、いわゆる南北問題、格差問題、すなわち発展途上国の経済的、文化的な貧困や、先進国側から発展途上国側に対するいろいろな差別の解消、それから民族紛争などの防止、紛争や戦争への根本原因の解決を目指す行動なくして戦争や紛争をなくすことにもまた困難であります。日本国憲法第9条を生かして、外交力による問題解決の道に大きく転換することを求めています。

以上、今回の法案について国民多数の納得がいくよう、国会での慎重審議を求めたいと思いますので、各議員の御賛同をぜひともよろしくお願いいたします。

以上で趣旨の説明を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 岩淵議員に2点だけお尋ねさせていただきたいと思います。

この件については、大変、私も関心を持っておりまして、おやじが職業軍人であった子供のころの思いもありますので、連日の報道、新聞等を熟読させていただいておりますが、いよいよわからなくなっております。そこで、お尋ねしたいのが2点。

この意見書を提出されておりますが、この意見書の案文というのは、岩淵議員本人が起草されなされたのか、それとも、あなたの属する政党が、ほかの自治体にも同じものを行っているのかが1点。

それから、きのうの日曜討論を見てました。全て見ました。それで、共産党と社民党は議案の撤回、断固反対という明確な政調会長的な立場の方の発言でした。それで、今回は非常に穏やかに慎重審議を求めるということになっておりますが、そのこととの整合がどうなっているのかをまずお伺いした上で御判断申し上げたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 岩淵議員、答弁。

○議員（1番 岩淵 和明君） まず、第1点目の、原案の意見書の案の中身ですけども、これは私が一応たたき台をつくりまして、賛同いただいた議員と打ち合わせを5月22日時点でいたしました。この間、新聞とかテレビ等でなされている内容を幾つか集めて自分で書いたものでして、共産党から出てきたのはA4半分ぐらいの文面で、そういう意味では中身をかなり膨らませてます。わかりやすくしたいということが私の趣旨でした。そういう意味では、かえってややこしい話になるかもしれませんが、皆さんに御理解いただけるようにつくったつもりであります。それが第1点。

それから、2点目ですけども、慎重審議という趣旨でさせていただきました。これはやっぱり、憲法の中身を変えるものだというふうなことが、私自身、根底にはある。最初の案文は反対意見ということで一応話ししてたんですけど、皆さんが地方——特に地方議会で意見書を出す場合に、どういった形で国の論議との関係を考えていくかということが一番大事だと思っております。そういう意味では、そういうふうに賛成か反対かということだけではなくて、議会人、いわゆる地方の住民の代表としている議会人として、そこもやっぱり市民との関係があるんだろうというふうに思ってます。そういう意味では、広く考えていくということが大事だというふうに思ってます。



特にマスコミなんかの新聞報道等も、そういう視点も含めて書かれておりますので、私たちも、そういう点では住民のことを、幸福権というか、そういったものを考えながらやっぱり審議することが大事だという視点から、慎重審議を求めるという形にしております。

本当は、反対というふうには書きたいんだけど、賛否いっぱいいろいろあると思います、今の情勢の中でですね。そういう意味では、最低、国民が納得できる条件をやっぱりつくっていくということが大事だろうというふうに思って、慎重審議ということにしました。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

岩淵議員、自席へお戻りください。

お諮りします。意見第1号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。11番、櫛川議員。

○議員（11番 櫛川 正男君） この意見書については反対でございます。

この意見書の案の中で、上から3行目の終わり、自衛隊をいつでもどこでも他国軍の戦闘支援に派兵する新法「国際平和支援法」の2本で構成し、米軍との切れ目のない戦争態勢を構築するとするものでありますと、こう書かれております。これは全く今回の改正案には的外れな意見でございます。このことに対して、安倍総理ですね、安倍総理は、みずからは攻撃されていないにもかかわらず、他国を防衛する目的で武力行使する権利は、これは今回の新3要件のもとでも、憲法上、許されないと明確に答弁をしているところでございます。

ですから、今回の支援法は、あくまでも国際支援法の中で専守防衛のための個別的自衛権と集団的自衛権が認められているわけですね。その中の集団的自衛権がどこまで許されるのかをきちんと規定する新法でございますので、全く、武力行使をするためには憲法第9条を改正するとしなければならないと。よって、他国防衛のために武力行使は、これは憲法違反だということから、今回の意見書の趣旨が余りにも的外れなところがございまして、この意見書については反対でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 次に、賛成討論を許します。14番、高山議員。

○議員（14番 高山 敏枝君） 賛成討論をさせていただきます。

確かに戦後70年ということで、国際的にも社会情勢も非常に変化をしてきております。また、戦勝国介入による憲法であるというようなこともあって、改正という動きがあるのも理解できます。しかし、一方、国民は、日本の憲法は平和憲法であるとして、70年、平和を守ってきたという、国民としての誇りもあると思います。そういう中で、今度この法案を総理はぜひ早期決定をしたいという、その姿勢が見えます。

また、2点目、これ、与党が招聘した学識経験者であっても、違憲であるという発言をなさいました。今それを取り消し、あるいは、なかったものにしようとする理論が非常に自民党から出ております。与党から出ております。そういったことを国民は見ながら、先ほど解釈が間違っているという反対の意見もありましたけれども、そういうふうに見られるような政府の姿勢が国民にそういういろんな思いをさせていると思います。

そういうことから考えまして、また、自民党の内部においても、あるいは経験者でさえも、これは撤回すべきであるというような意見もたくさん出ています。

こういった中、顧みますと、この意見書は、はっきり反対とか決定はしておりません。国民に十分理解ができるように、もっと慎重に審議をしていただきたいという意見書であります。そのことを考えますと、当然の意見であると思います。よって、賛成といたします。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 次に、反対討論を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 次に、賛成討論を許します。2番、鍮水議員。

○議員（2番 鍮水 英一君） 全国の共産党さんたちの意見書を朗読したところでございます。

私は昨年の9月の議会において、憲法改正について次のように発言しました。国におかれましては、新たな時代にふさわしい憲法に改めるため、憲法審査会において憲法改正案を策定し、国民に丁寧の説明するとともに、国民的な議論を経て、国民がみずから判断する国民投票を実施すると強く要望しました。これは、出された方に対しては反対意見でございます。

憲法第9条の第2項に、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しないとあり、自衛隊の存続を認めないと解釈されております。だからこそ自衛隊は違憲だと一部で言われている状況です。国の最高法規である憲法に自衛隊がはっきりと認められないのは大きな問題です。自衛隊は日本を守る最後のとりでです。その自衛隊はもとより、海上保安庁、警察、消防等、関係各位の皆様が誇りを持って働けるよう、第9条第1項はそのままに、第2項に、自衛のために軍隊を持つ憲法改正に私としては大いに賛成をしているところでございます。

しかし、ここに提出された意見書、「国民の理解を得られるような」の文言に底深い意味があり、今後の動向を踏まえ、賛成意見とします。

○議長（岩佐 達郎君） これで討論を終わります。

本案については起立により採決します。本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩佐 達郎君） 起立多数です。したがって、意見第1号については可決することに決しました。可決した意見書は関係機関へ送付します。

---

#### 日程第5. 諸報告

○議長（岩佐 達郎君） 日程第5、諸報告を行います。

議員のみ配付しています、市外からの陳情はお手元に配付のとおりとなっています。ごらんいただきますようお願いします。

---

#### 日程第6. 閉会中の調査の申出について

○議長（岩佐 達郎君） 日程第6、閉会中の調査の申出についてを議題とします。

お諮りします。総務産業常任委員会及び厚生文教常任委員会からお手元に配付のとおり、それぞれの閉会中の調査の申し出があります。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査とすることに決しました。

---

○議長（岩佐 達郎君） 以上で全ての議案の審議は終了しました。

ここで市長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、第2回市議会定例会閉会に当たりまして、一言お礼と御挨拶を申し上げます。

6月3日から本日までの13日間開会いたしました第2回うきは市議会定例会におきまして、議員各位には連日、慎重に御審議を賜り、衷心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。おかげをもちまして、いずれの議案も原案どおり御議決、御承認をいただき、厚くお礼を申し上げます。御審議の際にいただきました御意見、御提言につきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に心して務めてまいりたいと存じております。

これから、いよいよ本格的な梅雨となります。6月20日土曜日には、万が一の災害発生にも即時対応できるように、市職員を対象に、うきは市災害対策本部設置運営訓練を実施することとしております。これにより、職員の防災意識がより強くなり、災害時の対応に役立つものと思っております。

また、これからますます暑くなりますが、議員の皆様におかれましては健康に十分留意されて、うきは市の発展のために今後ともなお一層の御尽力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。大変御苦勞さまでございました。

○議長（岩佐 達郎君） 報告します。9月定例会の開会日は9月3日木曜日、開会予定といたしますので、御報告しておきます。

これをもちまして、平成27年第2回うきは市議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前9時34分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 岩 佐 達 郎

署名議員 櫛 川 正 男

署名議員 大 越 秀 男